

三鷹市が所管する主な市民会議・審議会等の一覧

No	所 管	名 称	目 的 等
1	企画部 企画経営課	総合教育会議	総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置しています。会議では、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関するもののほか、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などについても協議します。構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会です。
2	企画部 企画経営課	三鷹市男女平等参画 審議会	平成18年に制定した「三鷹市男女平等参画条例」第14条に基づき設置した審議会です。「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」を始めとする男女平等参画に関する重要事項を審議する機関です。委員は15人以内で市長が委嘱し、任期は2年です。
3	企画部 企画経営課	みたか国際化円卓会議	国際化に関する様々な問題とその解決策について、国境を超えて話し合い、市の施策に反映させていくため、平成11年5月に設置しました。委員は、市長が委嘱又は指名する市内在住・在勤・在学の外国籍市民、住民協議会代表、公益財団法人三鷹国際交流協会代表等の中から15人以内で構成されており、任期は2年です。
4	企画部 企画経営課	人権を尊重するまち三鷹審議会	令和6年4月に制定した「人権を尊重するまち三鷹条例」第13条に基づき設置しています。一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを総合的に推進するため、市の人権施策などについて調査審議する機関です。委員は市長が委嘱する学識経験者、関係団体が推薦する者、市民から10人以内で構成されており、任期は2年です。
5	総務部 職員課	特別職報酬等審議会	市長が、市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときに、あらかじめ審議会に諮問し、意見を聴取します。委員は10人で市長が任命し、任期は2年です。
6	総務部 防災課	防災会議	「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」の規定に基づく会議です。三鷹市地域防災計画の策定及び推進等に関することを協議するため、年に1～2回開催されます。定数は40人、任期は2年又はその職にある間です。
7	総務部 防災課	消防団賞じゅつ金審査 委員会	消防団員が消防業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのために死亡又は障がいの状態になった場合、危険の度合い及び功労の程度を考慮して賞じゅつ金を支給します。その審査をするための市長の附属機関です。
8	総務部 防災課	消防委員会	消防行政の円滑な運営を図るため、「三鷹市消防委員会条例」に基づいて設置され、消防団に関する重要な事項に関すること等を市長の諮問に応じて審議します。定数は14人、任期は4年です。
9	総務部 防災課	国民保護協議会	「武力攻撃事態における国民の保護に関する法律（平成16年法律第112号）」の施行を受け、三鷹市における国民保護計画の策定等に関することを協議するために開催される会議です。定数は30人、任期は2年です。
10	総務部 安全安心課	三鷹市生活安全推進 協議会	「三鷹市生活安全条例」に基づき、市民等の生活の安全に関する意識の高揚及び、関係機関との協働による生活安全活動の推進を図るための協議会です。委員は、三鷹防犯協会等の団体及び関係行政機関で構成され、定数は16人、任期は2年です。

三鷹市が所管する市民会議・審議会等の一覧

令和6年12月1日現在

No	所 管	名 称	目 的 等
11	企画部 情報推進課 総務部 相談・情報課	個人情報保護制度運営委員会	「三鷹市個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図るために設置され、個人情報保護制度の運用状況について実施機関から報告を受けるとともに、その運用について必要があると認める場合には、意見を述べることであります。また、実施機関からの諮問に応じて調査及び審議を行います。定数は18人以内、任期は2年です。
12	総務部 相談・情報課	個人情報保護審査会	実施機関が行った個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に係る決定又は不作為に対して、請求者から審査請求があったときに、救済機関として公平な立場で審査します。定数は5人以内、任期は2年です（情報公開審査会委員と兼務）。
13	総務部 相談・情報課	情報公開審査会	実施機関が行った市政情報の公開の請求に係る決定又は不作為に対して、請求者から審査請求があったときに、救済機関として公平な立場で審査するとともに、情報公開制度全体について重要な事項を調査審議しています。定数は5人以内、任期は2年です（個人情報保護審査会委員と兼務）。
14	総務部 相談・情報課	行政不服審査会	「行政不服審査法」の規定に基づき設置する第三者機関で、処分庁（市長等）による処分又は申請に係る不作為に対して審査請求があったときに、公平な立場で審査しています。定数は3人、任期は2年です。
15	市民部 保険課	国民健康保険運営協議会	「国民健康保険法」第11条に基づき設置され、市長の諮問に応じ国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換、調査、審議などを行う、市長の附属機関です。委員の任期は3年で、被保険者代表（6人）、保険医又は保険業薬剤師代表（6人）、公益代表（6人）、被用者保険等代表（2人）の合計20人で構成しています。
16	生活環境部 環境政策課	環境配慮審査会	「三鷹市まちづくり条例」第31条に定める特定開発事業者が行う特定開発事業が周辺の環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき、事業者が作成した環境配慮計画書等の内容について調査審議を行っています。「まちづくり条例」第35条に定める市長の附属機関です。3人以内の委員（法律、建築又は環境等の分野に関し専門の学識経験を有する者）で組織され、任期は2年です。
17	生活環境部 環境政策課	環境保全審議会	「環境基本法」及び「三鷹市環境基本条例」に基づき、市長の環境保全に関する取組や三鷹市環境基本計画を推進する上で必要な事項を調査審議する、市長の附属機関です。20人の委員（一般市民4人、市議会議員4人、学識経験者5人、事業者3人、関係行政機関の職員4人）で組織され、任期は2年です。
18	生活環境部 環境政策課	みたか環境活動推進会議	三鷹市環境基本計画に掲げる三鷹市の目指す環境像「循環・共生・協働のまち みたか」の実現を図るため、市民、事業者及び市が協働で行う事業を推進するとともに、環境保全活動の調査研究、支援及び環境情報等の収集、提供を行っています。15人以内の委員（一般市民、非営利活動団体の構成員及び事業者）で組織され、任期は2年以内です。
19	生活環境部 環境政策課	環境基金活用委員会	三鷹市環境基金の活用に関する検討や環境に関する優良な活動への支援及び顕彰の審査などを行っています。5人以内の委員（一般市民1人、非営利団体1人、学識経験者2人以内、事業者1人）で組織され、任期は2年以内です。
20	生活環境部 生活経済課	商工振興対策審議会	三鷹市の商工業の振興を図るために設置され、商工業の振興施策に関することや商工業に対する将来像に関すること等の審議をしています。20人以内の委員（市議会議員5人以内、学識経験者6人以内、業界の代表者6人以内、消費者の代表者3人以内（うち2人が市民公募委員））で組織され、任期は2年です。

三鷹市が所管する市民会議・審議会等の一覧

令和6年12月1日現在

No	所 管	名 称	目 的 等
21	生活環境部 生活経済課	市民のくらしを守る 会議	市民のくらしを守り消費者の権利の確立を図るため、消費者被害の防止、高齢者への積極的な見守り対策、各世代ごとの消費者教育の充実等について審議しています。18人以内の委員（消費者団体3人以内、一般市民3人以内、事業者5人以内、学識経験を有する者5人以内、関係行政機関の職員2人以内）で組織され、任期は2年です。
22	生活環境部 都市農業課	三鷹市農業公園運営 懇談会	「三鷹市農業公園条例」に基づき、農業公園の運営について協議・検討し、市長に意見を提案する場として設置しています。定数は17人以内、任期は委嘱日から翌年度の末日まで。委員構成は、利用団体推薦5人以内、体験農園主2人以内、指定管理者及び指定管理者の指名する者2人以内、三鷹緑化センター出店者の推薦する者2人以内、公募市民4人以内、市職員2人以内です。
23	スポーツと文化部 生涯学習課	社会教育委員会議	三鷹市における社会教育のあり方を研究・審議するなど、「社会教育法」第17条に規定する職務等を行います。定数は20人、任期は2年です。生涯学習審議会委員を兼務しています。
24	スポーツと文化部 生涯学習課	文化財保護審議会	「三鷹市文化財保護条例」に基づき、教育委員会の諮問等に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について委員会に建議するとともに、三鷹まるごと博物館の推進等三鷹市の文化財保護行政のあり方を協議します。定数は8人、任期は2年です。
25	スポーツと文化部 生涯学習課	生涯学習審議会	「生涯学習審議会条例」に基づき、市長の諮問に応じて、生涯学習計画に関すること、生涯学習施策の基本的なあり方に関すること、生涯学習関係機関及び団体との連携協力と協働の推進に関すること、そのほか生涯学習施策の推進に係る基本的事項について調査審議を行います。定数は20人、任期は2年です。社会教育委員を兼務しています。
26	スポーツと文化部 生涯学習課	生涯学習センター利用者懇談会	三鷹市生涯学習センターの良好な運営を図るため、市長が市民の意見を聴く場として、三鷹市生涯学習センター条例第7条の規定に基づき、学識経験者、市芸術文化協会の推薦する者、生涯学習センターの利用団体の推薦する者等13人以内で構成し、生涯学習センターの運営に関すること等について検討及び協議し、書面により市長に意見及び提案を行います。
27	スポーツと文化部 スポーツ推進課	スポーツ推進審議会	「スポーツ基本法」及び「スポーツ推進審議会条例」に基づき、市長の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、市長に建議します。社会体育関係者、学校体育関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、一般市民15人以内で構成し、任期は2年です。
28	スポーツと文化部 スポーツ推進課	市民体育施設利用者 懇談会	「三鷹市市民体育施設条例」第6条に基づき、市民体育施設の良好な運営を図るため、体育施設の運営に関すること等について検討及び協議し、書面により市長に意見及び提案を行います。学識経験者、市スポーツ協会の推薦する者、体育施設利用団体の推薦する者等11人以内で構成し、任期は2年です。
29	健康福祉部 地域福祉課	健康福祉審議会	「健康福祉総合条例」第37条に基づき、「健康福祉総合計画」をはじめとする健康福祉施策の基本的なあり方や推進に関する重要事項を審議する市長の附属機関です。一般市民、学識経験者、地域保健医療関係者、関係市民団体等20人で構成し、任期は2年です。
30	健康福祉部 地域福祉課	民生委員推薦会	「民生委員法施行令」に基づき、三鷹市民生委員を推薦するための審議を行う機関です。市議会議員、社会福祉事業関係者、教育関係者、学識経験者等14人で構成し、任期は3年です。

三鷹市が所管する市民会議・審議会等の一覧

令和6年12月1日現在

No	所 管	名 称	目 的 等
31	健康福祉部 障がい者支援課	三鷹市障がい者 地域自立支援協議会	地域における障がい者及び障がい児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、設置しています。 障がい当事者、関係機関等により構成され、委員の任期は3年です。
32	健康福祉部 障がい者支援課	三鷹市障がい支援区分 判定等審査会	「障害者総合支援法」に基づく介護給付費等の利用に必要な、障害支援区分の判定審査を行います。委員は16人以内で、任期は2年です。
33	健康福祉部 高齢者支援課	三鷹市在宅医療・介護 連携推進協議会	在宅医療・介護連携についての課題の抽出と対応策を検討するため設置しています。委員は12人以内で市長が委嘱し、任期は2年です。
34	健康福祉部 高齢者支援課	三鷹市地域包括支援 センター運営協議会	地域包括支援センターの適切で公正・中立な運営を図るため設置しています。委員は15人以内で市長が委嘱し、任期は3年です。
35	健康福祉部 高齢者支援課	三鷹市高齢者 総合調整会議	「老人福祉法」第10条の3（支援体制の整備等）、「介護保険法」第115条の45及び「地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）」に定められた事項の円滑な遂行を実施するため、設置している会議です。高齢者が安心して生活できる地域づくりに資することを目的とします。三鷹市医師会医師、弁護士、地域包括支援センター職員、介護サービス提供事業者、三鷹市職員等で構成し、任期は2年です。
36	健康福祉部 高齢者支援課	三鷹市認知症地域支援ネット ワーク会議	「認知症にやさしいまち三鷹」の実現に向け、医療、介護をはじめとした認知症高齢者を支える関係者のさらなる連携を図り、認知症施策や取組を検討するため設置しています。医療関係者及び介護サービス提供事業者等で構成し、任期は2年です。
37	健康福祉部 高齢者支援課	地域包括ケア会議	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業をより効果的に実施することを目的として、「介護保険法」第115条の48の規定により設置しています。介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により構成されます。
38	健康福祉部 介護保険課	三鷹市介護保険事業計画 検討市民会議	三鷹市介護保険事業計画の策定に関し、市民及び関係者等の立場からの意見を計画に反映させるため設置しています。委員は16人以内で市長が委嘱し、任期は2年以内です。
39	健康福祉部 介護保険課	三鷹市介護認定審査会	「介護保険法」第14条の規定に基づき設置しています。審査会内に認定に係る審査及び判定の案件を取り扱う合議体を12以内で設置し、各合議体の委員定数は6人とし任期は2年です。
40	健康福祉部 介護保険課	三鷹市地域密着型 サービス等運営委員会	地域密着型サービス等に係る事項について、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るため設置しています。委員は7人以内で、任期は3年です。

三鷹市が所管する市民会議・審議会等の一覧

令和6年12月1日現在

No	所 管	名 称	目 的 等
41	健康福祉部 健康推進課	予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するために設置しています。 委員会では健康被害の事例について医学的な見地からの調査を行います。委員は8人以内で、任期は2年です。
42	子ども政策部 子ども家庭課	子ども・子育て会議	いきいきと子どもが輝く子ども・子育て支援のまちづくりを推進するため、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき設置しています。委員は22人以内で市長が委嘱し、任期は2年です。
43	子ども政策部 子ども家庭課	（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会	（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例素案について検討協議するため設置しています。委員は5人で市長が委嘱し、任期は委嘱の日から委員会での検討結果について市長に報告が完了した日までです。
44	子ども政策部 児童青少年課	青少年問題協議会	「地方青少年問題協議会法」第1条の規定に基づき、市長の附属機関として設置しています。委員は20人以内で市長が委嘱し、任期は2年です。
45	子ども政策部 児童青少年課	青少年委員協議会	三鷹市における青少年活動の振興を図るため設置しています。委員は定数18人で市長が委嘱し、任期は2年です。
46	都市整備部 都市計画課	景観審議会	良好な景観づくりを推進するために設置している市長の附属機関です。調査審議等を通じて市長に意見を述べ、地域特性を生かした景観の保全・創出を図ります。市民生活に直結したまち並みなど住環境の向上を図り、住み続けたい、住んでみたいまちづくりを目指します。定数は7名、任期2年です。
47	都市整備部 都市計画課	都市計画審議会	市が都市計画を定めるときに、「都市計画法」に基づき都市計画案を調査審議する機関です。都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、市民生活に大きな影響があるため、学識経験者（定数7名任期2年）、議会の議員（定数5名）、関係行政機関（定数2名）、公募市民（定数3名任期2年）から構成される審議会の調査審議を経て決定します。
48	都市整備部 都市計画課	バリアフリーの まちづくり推進協議会	「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2022」の実現に向けた継続的な推進体制として、市、市民及び事業者で構成されている協議会です。市内のバリアフリーに係る事業進捗の検証、事業推進のための検討、利用者からの意見聴取などを行っています。委員は35名で、任期は2年です。
49	都市整備部 建築指導課	開発事業紛争調停 委員会	「三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例」に基づき設置される市長の附属機関です。開発事業に係る紛争が生じた際に、良好な近隣関係を保持し、健全な生活環境等の維持・向上に資するよう、適切な調停を行うために設置されるものです。市長の求めに応じ、必要な調査審議を行い市長に意見を述べるとともに、市長の諮問に応じ、紛争の調整に関する重要事項について調査審議します。専門的な知識と経験を有する3人の委員により組織され、任期は2年です。
50	都市整備部 建築指導課	建築審査会	「建築基準法」に基づき設置される市長の附属機関です。建築基準法の規定に基づく同意、特定行政庁や建築主事等の処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決を行うとともに、市長の諮問に応じ、建築基準法の施行に関する重要事項について調査審議します。専門的な経験と知識を有する5人の委員により組織され、任期は2年です。

三鷹市が所管する市民会議・審議会等の一覧

令和6年12月1日現在

No	所 管	名 称	目 的 等
51	都市整備部 水再生課	下水道事業審議会	下水道事業の円滑な運営及び下水道使用料の適正な執行を図るため、市長の諮問に応じて調査審議します。審議会是一般市民代表7人と学識経験者8人の15人で構成され、任期は2年です。
52	都市整備部 緑と公園課	市民緑化推進委員会	「緑と水の公園都市」の実現に向け、市と市民の協働による緑豊かでうるおいのあるまちづくりの推進を目的としています。委員会は30人以内で構成され、任期は2年です。
53	都市再生部 住宅政策課	空き家等対策協議会	空き家等に関する施策に関して必要な事項を調査審議するために設置した協議会です。空き家等対策計画に関する事項、特定空き家等の認定基準に関する事項、特定空き家等への措置その他空き家等の施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議します。
54	都市再生部 都市交通課	交通安全推進協議会	「三鷹市交通安全推進協議会設置条例」に基づいて、春・秋の交通安全運動に先立ち、年2回開催します。「三鷹市交通安全運動実施要領」の審議及び市内交通安全施策について検討します。
55	都市再生部 都市交通課	地域公共交通活性化協議会	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき平成20年に設置しました。現在は「道路運送法」に基づく交通会議として、交通不便地域の解消や交通環境の改善のため、年に3～5回開催します。
56	教育委員会 総務課	三鷹市立学校建替検討委員会	三鷹市新都市再生ビジョンに基づく学校の建替えにあたり、教育委員会が策定する建替え基本プランに対して検討し、意見を述べるすることができます。学校関係者、保護者、地域住民等20人以内で構成され、任期は指名の日から建替校に関する基本プランが完成した日までです。
57	教育委員会 指導課	いじめ問題対策協議会	いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策の推進等に関する協議を行います。学識経験者等15人以内で構成され、任期は2年です。
58	教育委員会 図書館	三鷹市立図書館協議会	「図書館法」第14条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるなど、図書館の望ましい運営の在り方などについて協議を行います。定数は12人で、任期は2年です。